

平成25年内閣府告示第228号に基づく災害救助法による被災した住宅の応急修理に係る内容を改正
 （令和元年10月23日内閣府告示第378号）

（被災した住宅の応急修理）

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。
- イ 口に掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円
- ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円
- 三 [略]

本改正は、公布日から施行され、改正後の規定は、令和元年8月28日から適用

支援の内容

災害救助法による住宅の応急修理（一部損壊）	
対象	損害割合10%以上20%未満の住家
対象工事	屋根、居室、炊事場及び便所など日常生活に必要な欠くことのできず、緊急に修理が必要な個所の工事
契約方法	市町村が修理業者と契約 （残工事があれば、所有者等が修理業者と契約）
限度額	30万円